

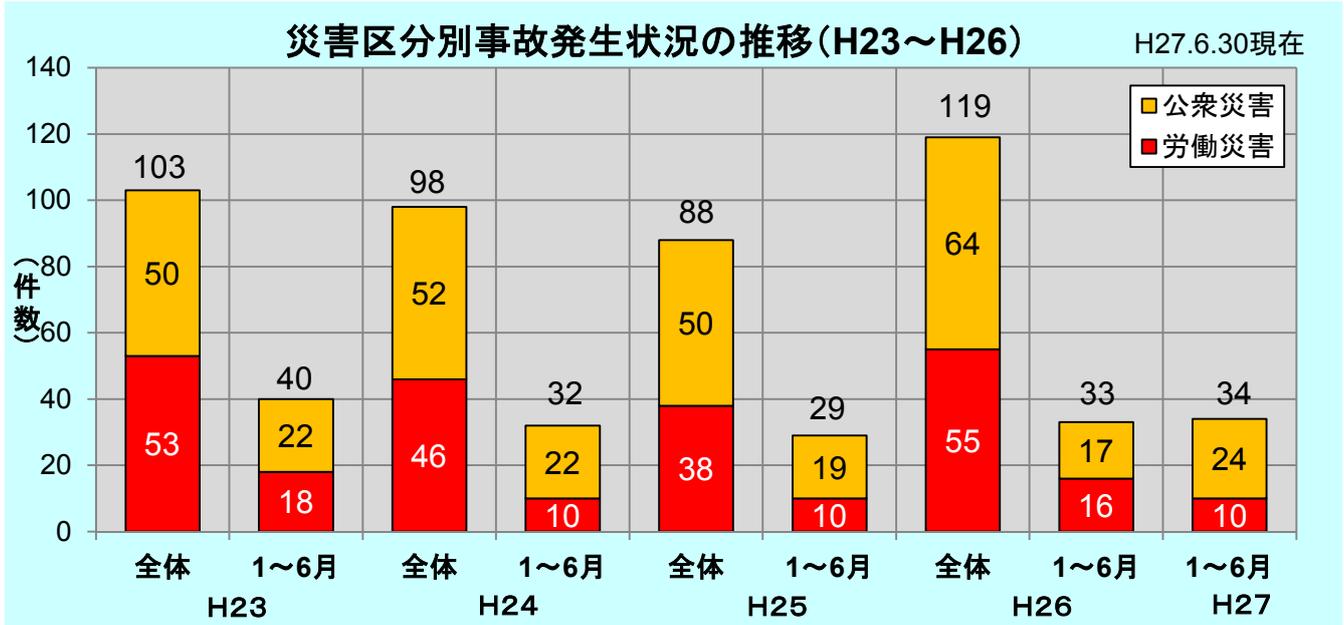
◆平成27年1月～6月の工事事故の状況◆

☆平成27年1月～6月の工事事故は34件(昨年33件)発生しています。

また内訳は公衆災害が24件、労働災害10件で、公衆災害が増加しています。

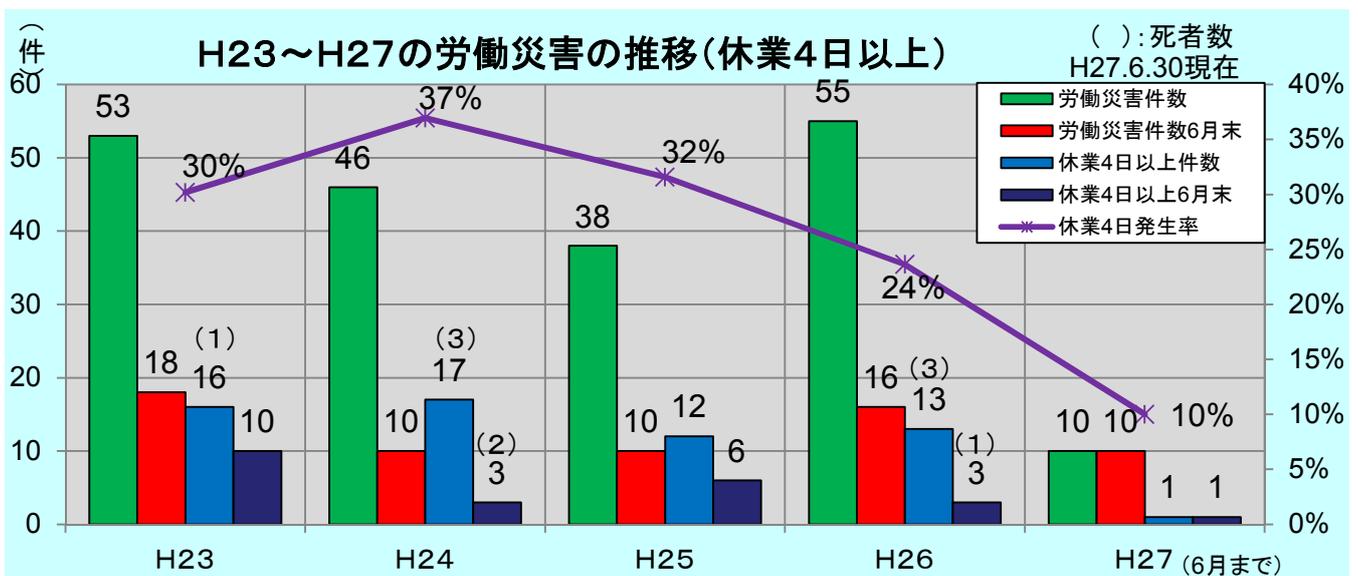
1. 工事事故速報の件数

平成27年の1月-6月の事故件数は34件と、昨年と比べほぼ同数となっています。そのうち、公衆災害が過去5年で最多となっています。



2. 労働災害の状況

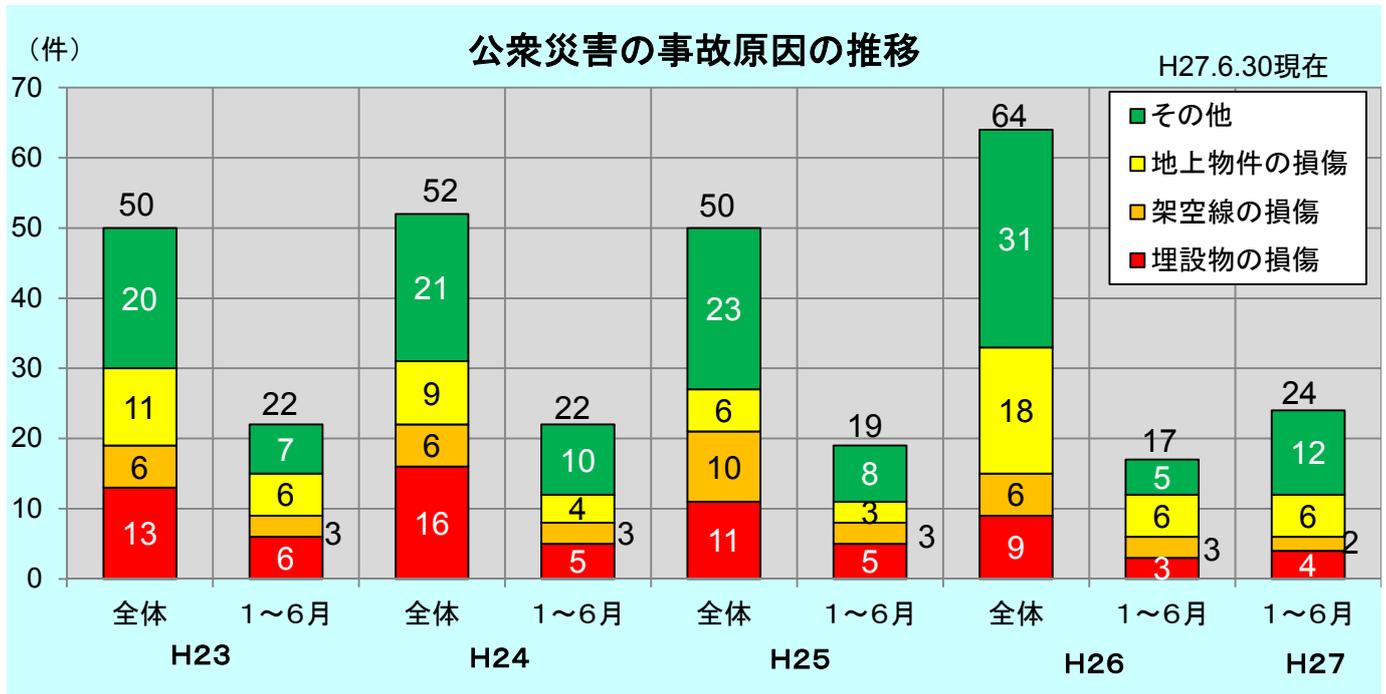
H27年1月～6月の労働災害は10件と、昨年より減少しています。休業4日以上重大事故の件数は、過去5年で最小となっています。



※数値は速報値であるため、今後変更となる場合があります。
※北陸地方整備局発注の直轄工事

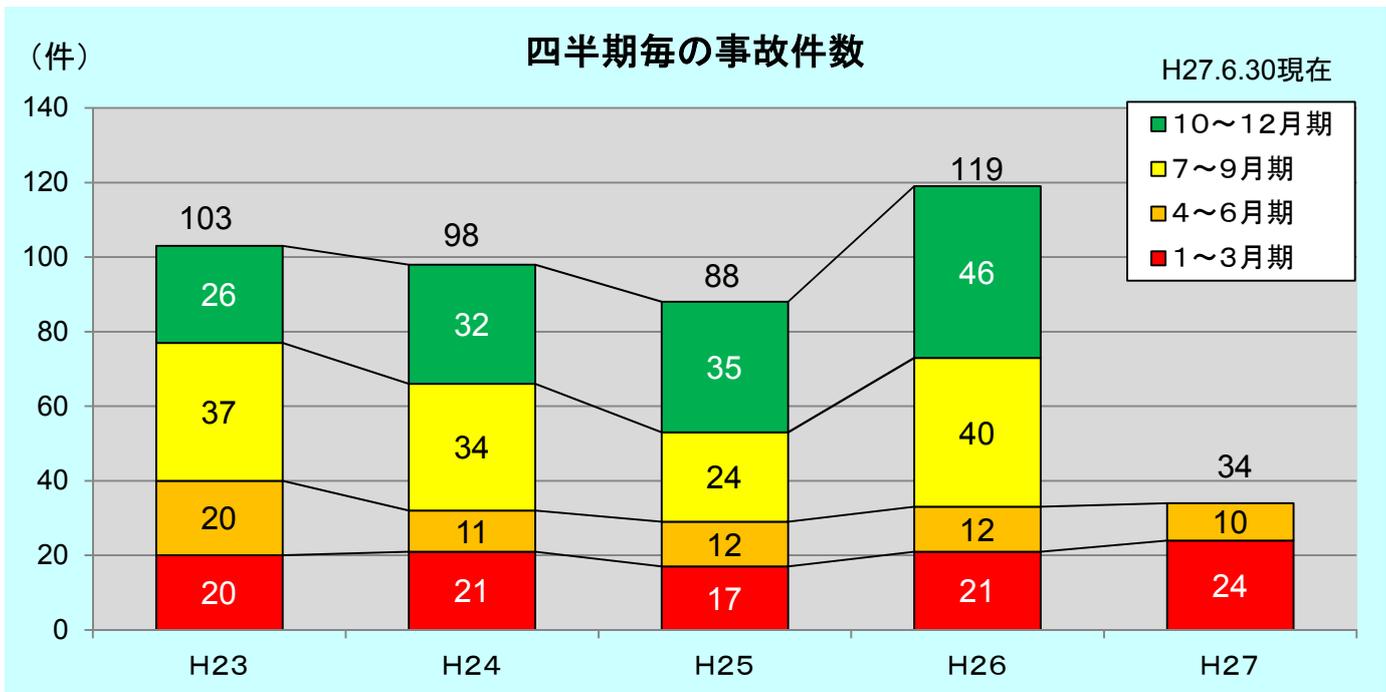
3. 公衆災害の状況

H27年1月～6月の公衆災害は24件発生しています。前年同期との比較では埋設物、架空線、地上物件の件数が、過年度とほぼ同等であるのに対し、その他（車両損傷等）が増えています。



4. 四半期毎の事故件数の比較

H27年1月～6月は、過年度と同程度発生しています。例年は7月以降に事故発生件数が増加する傾向が見られます。今後、工事が最盛期を迎え、事故も大きく増える傾向にあるので、引き続き**安全管理の徹底**が必要です。



※数値は速報値であるため、今後変更となる場合があります。

※北陸地方整備局発注の直轄工事

以下の5.～6.に付いては、平成16年から27年6月までに北陸地方整備局管内で発生した工事事務について、「平成26年度の直轄工事における事故発生状況（H27.6.25事務連絡）」の分析項目に照らして再度分析したものです。

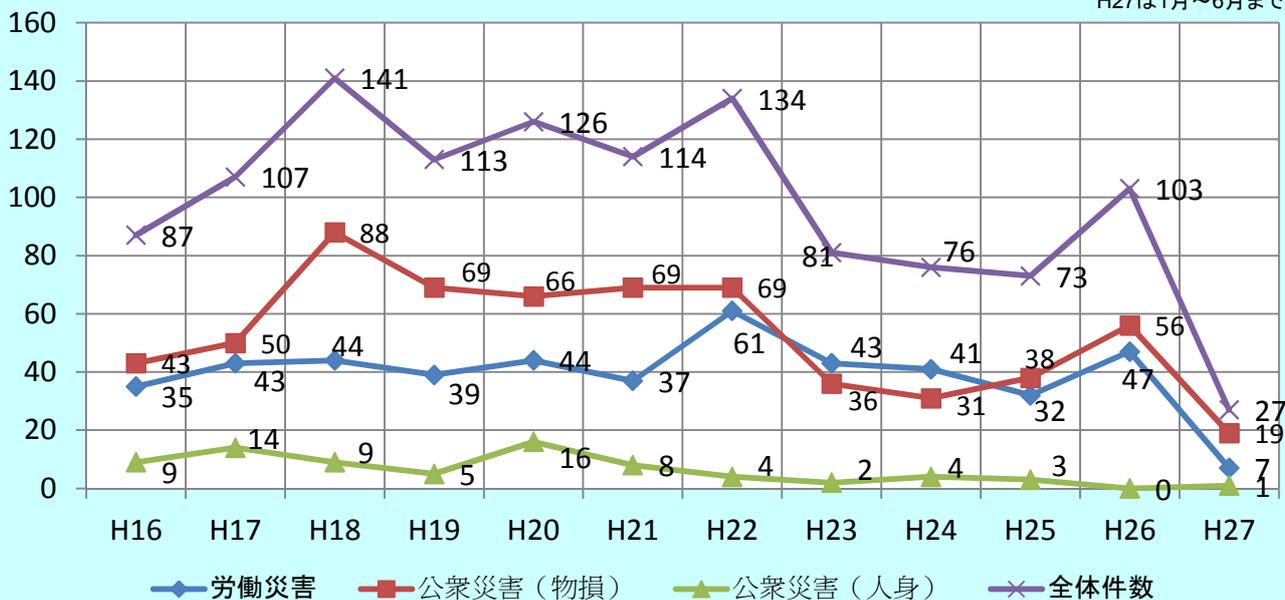
5. 平成16年からの工事事務の発生件数

○労働災害の発生件数は近年減少傾向でしたが、H26の労働災害は47件（H25は32件）となっています。また、公衆災害（物損）は56件（H25は38）と、H26年は全体として増加傾向が見られます。

○H26の労働災害及び公衆災害の死亡者数は4件（H25は0件）、負傷者数(休業4日以上)は10人（H25は9人）と、増加傾向が見られます。

直轄工事事務発生件数(労働災害及び公衆災害(人身と物損))

H27は1月～6月まで



労働災害及び公衆災害全体死傷者数

H27は1月～6月まで



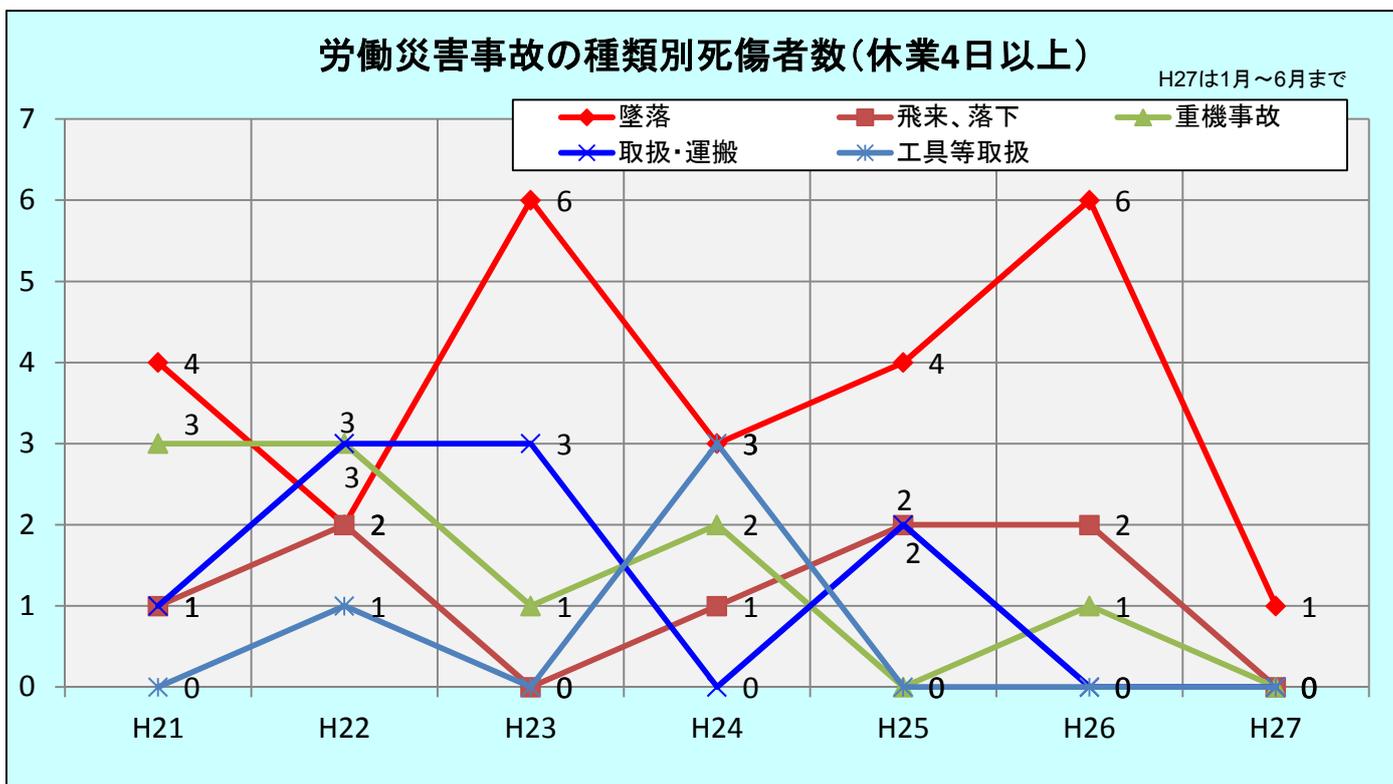
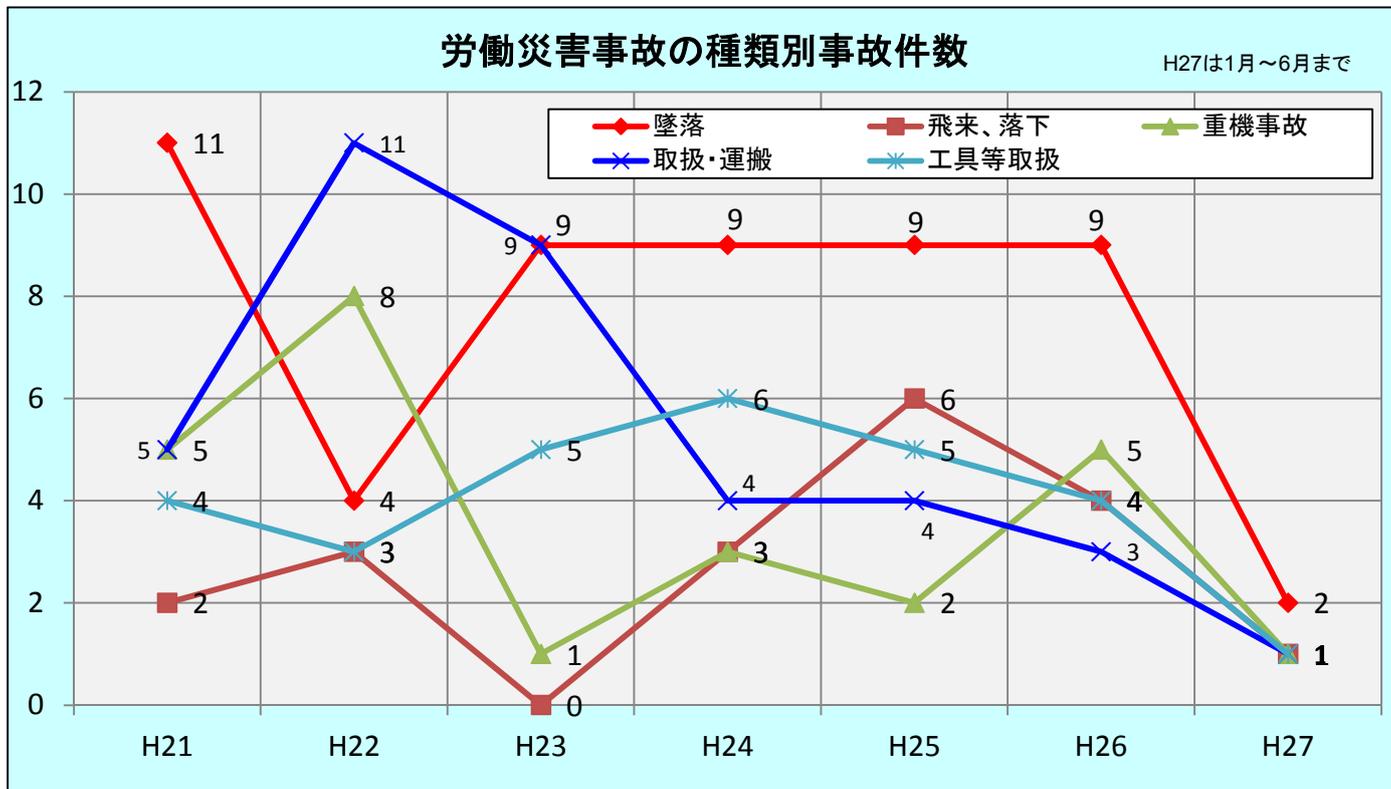
6. 平成21年からの労働災害事故件数、死傷者数

○H26の労働災害は墜落事故、重機事故の発生件数が多くなっています。

○墜落事故は、H23から横ばいで、発生件数の多い状態が続いています。

○重機事故は、近年は横ばいでしたが、H26に増加しています。

○H26の飛来落下事故、取扱い運搬事故、工具等取扱事故は、H25より減少傾向です。



7. 夏場の安全管理の徹底を！

熱中症に注意!!

○ 熱中症予防対策の徹底を!!

平成25年は、地整管内で2件、平成26年は4件の熱中症が発生しました。
天候や場所にかかわらず、気温・湿度により熱中症の危険があります。熱中症が発生しないよう、予防対策を徹底しましょう。

○ 暑さ指数（WBGT値）の活用

熱中症予防対策には、暑さ指数（WBGT値）の活用が重要です。労働局の熱中症予防サイトを参考にしてください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei05/index.html>

○ 熱中症予防情報サイト

熱中症予防情報サイトに各地の「現在の暑さ指数」と「今後の暑さ指数の予報」があるので熱中症予防対策の参考にしてください。 <http://www.wbgt.env.go.jp/>

異常気象時の対策の再確認!!

台風等が予測される場合は、準備や対策を行うことが重要です。

1. 緊急連絡体制の確立

- (1) 関係機関及び隣接地工事の関係者とは平素から緊密な連携を保ち、緊急時における**通報方法の相互確認等の体制を明確**にしておくこと。
- (2) 通報責任者を指定しておくこと。
- (3) 緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等の**見やすい場所に標示**しておくこと。

2. 気象情報の収集と対応

- (1) 事務所にテレビ、ラジオ等を常備し、常に気象情報の入手に努めること。

3. 作業の中止、警戒及び各種点検

- (1) 気象の状況に応じて作業を**中止**すること。

4. 大雨に対する措置

- (3) 大型機械等の設置してある場所への冠水流出、地盤のゆるみ、転倒のおそれ等がある場合は、早めに適切な場所への**退避又は転倒防止措置**を講じること。

5. 強風に対する措置

- (1) 強風の際には、クレーン、杭打機等のような風圧を大きく受ける作業用大型機械の休止場所での**転倒、逸走防止**には十分注意すること。

土木工事安全施工技術指針（平成21年3月）より抜粋

〈<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou/pdf/221126anzensekousisin.pdf>〉

【問い合わせ先】 北陸地方整備局 企画部 技術検査官 金川

TEL 025-370-6702

FAX 025-280-8861

建設工事事故データベース(SAS)の登録を忘れずに

- ・建設工事事故データベース(SAS)への登録をお願いいたします。
- ・建設工事事故データベース(SAS)は、地方整備局・都道府県・政令指定都市・機構等が発注する公共工事で発生した一定規模以上の事故の事故報告データの集合体です。収集されたデータは、建設工事事故対策検討委員会や発注者において、工事事故防止に向けた対策の検討・立案に利用しています。
- ・**休業4日以上**の**建設工事事故**について、受注者・発注者は必ずインターネットを利用して登録(入力)してください。

ホームページ: <https://sas.hrr.mlit.go.jp/>

登録に関する詳細については、ホームページ内の「SASのガイドライン」を参照して下さい。

・登録する対象工事

※ 工事区域: 工事作業現場内及び隣接区域

事故の分類	事故の定義
労働災害	工事区域において工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 資機材・工事製品輸送作業が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上を負傷をいう。
もらい事故	工事区域において当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上を負傷をいう。
負傷公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。 なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。
物損公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあつて、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。

・登録が必要な書類

登録書類	記入者	内容
事故発生状況調書	発注者	①事故を登録する調書。事故発生後速やかに発注者が登録し、事故番号とパスワードを取得する。 ②事故発生から2週間を目処に事故の主要項目を記載する。
発注者事故報告書	発注者 (主任監督員)	①事故発生日の2ヶ月以内に、事故の詳細を記入する。
受注者事故報告書	受注者	①発注者より事故番号、パスワードの連絡を受けた後、事故の詳細を記入する。記入完了後は発注者にデータを送信する。

※「事故発生状況調書」は、技術管理課検査係で登録し、受注者への事故番号、パスワードを主任監督員へ通知します。